

事業者等へのアンケート調査及び障害当事者等との意見交換会について

1 概要

条例の見直しの検討にあたり、本市の条例施行後の状況を把握し、課題等の整理を行うため、事業者等へのアンケート調査及び障害当事者等との意見交換会を行う。

2 実施内容

(1) 事業者等へのアンケート

①方法及び対象

事業者等（商工会・商店街組合や障害者雇用をしている企業など）へのアンケート調査により、条例施行後の状況や障害を理由とした差別に関する事例等を収集する。

② 主な収集項目

- ・法律や条例の認知度
- ・合理的配慮の提供事例、対応に困った事例
- ・合理的配慮の義務化に向けて市に期待すること 等

(2) 障害当事者等との意見交換会

①対象者

障害当事者及び支援団体

②実施体制

障害当事者及び支援団体、障害者差別解消支援地域協議会委員

③意見交換の内容等

- ・差別事例、好事例について(差別と感じたことや合理的配慮を受けたこと)
- ・条例施行後に感じた変化
- ・合理的配慮の義務化に向けた課題や市に期待すること 等

3 見直し検討のスケジュールについて

国の基本方針の改定状況を注視しつつ、事業者等や障害当事者等からの意見を聞きながら進めていく。

令和4年10月18日 第2回広島市障害者差別解消支援地域協議会

(国の基本方針改定案、条例見直しに係るスケジュール等)

10月～11月 事業者等へのアンケート調査

12月～1月 障害当事者等との意見交換会

2月 第3回広島市障害者差別解消支援地域協議会（条例見直しに係るヒアリング結果等）